

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成30年8月30日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成30年8月30日(木) 午前 9時58分 開会
午前10時27分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	増永和起	委員	檜村一臣
委員	森西正	委員	松本暁彦		
議長	藤浦雅彦	副議長	弘豊		
議員	中川嘉彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局参事兼局次長 岩見賢一郎
同局次長代理 田村信也 同局総括主査 香山叔彦
同局書記 関正秀 同局書記 宮田瑠璃子

1. 案件

平成30年第3回定例会審議日程及び議事日程について

(午前9時58分 開会)

○南野直司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

さて、来る9月4日から開催されます平成30年第3回定例会に提出いたします案件は、報告案件2件、認定案件8件、予算案件4件、人事案件2件、条例案件7件、その他案件1件、計24案件を予定いたしております。この後、総務部長から概略を説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げ、冒頭の挨拶といたします。

○南野直司委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、松本委員を指名いたします。

それでは、第3回定例会の提出議案につきまして、概略説明をお願いします。

総務部長。

○井口総務部長 おはようございます。

それでは、平成30年第3回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第7号は、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件でございます。

本件は、平成30年6月18日に発生いたしました大阪北部地震に伴い、緊急対応が必要な経費につきまして、歳入歳出それぞれ1億8,183万7,000円を追加する補正予算を、7月19日に専決処分いたしましたので、ご報告させていただくものです。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で、災害復旧費国庫負担金4,810万5,000円、耐震改修補助金600万円のほか、財源の調整として、財政調整基金繰入金7,817万円を計上いたしております。

歳出では、各公共施設の緊急修繕費用及び災害対応に係る人件費のほか、災害見舞金1,500万円、ブロック塀等撤去補助金2,000万円などを計上いたしております。

次に、報告第8号は、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件でございます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項に基づき、各健全化判断比率及び資金不足比率を議会にご報告するものでございます。

平成29年度決算に基づく各比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ黒字であり、バー表示としております。

実質公債費比率は2.9%、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担を上回ったため比率がバー表示となり、それぞれ早期健全化基準を大きく下回っております。

また、水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足は発生いたしておりません。

次に、認定第1号から認定第8号までは、平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、水道及び下水道事業会計決算認定の件、特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

お手元に配付させていただいております平成29年度各会計決算一覧表に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、認定第1号、平成29年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ござい

ますが、歳入決算額332億4,281万2,815円です。歳出決算額330億166万3,255円で、歳入歳出差引額2億4,114万9,560円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は2,697万円で、実質収支額2億1,417万9,560円となっております。

次に、認定第2号、平成29年度摂津市水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出では、収入額22億788万7,282円、支出額18億7,065万1,698円となり、差引額3億3,723万5,584円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額3億5,684万円、支出額5億8,376万6,531円となり、差引額2億2,692万6,531円の収支不足となっております。

次に、認定第3号、平成29年度摂津市下水道事業会計決算認定の件でございます。収益的収入及び支出では、収入額40億43万5,593円、支出額38億3,181万4,860円となり、差引額1億6,862万733円の黒字となっております。

資本的収入及び支出では、収入額30億6,413万6,930円、支出額43億2,351万4,239円となり、差引額12億5,937万7,309円の収支不足となっております。

次に、認定第4号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額122億3,696万1,748円、歳出決算額117億84万8,147円で、歳入歳出差引額5億3,611万3,601円の黒字となっております。

次に、認定第5号、平成29年度摂津市

財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額15億5,361万6,018円、歳出決算額1億3,664万2,024円で、歳入歳出差引額14億1,697万3,994円の黒字となっております。

次に、認定第6号、平成29年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額、歳出決算額ともに946万1,814円の収支均衡となっております。

次に、認定第7号、平成29年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額61億323万9,427円、歳出決算額57億3,349万4,412円で、歳入歳出差引額3億6,974万5,015円の黒字となっております。

次に、認定第8号、平成29年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件でございます。

歳入決算額10億9,024万336円、歳出決算額10億4,597万777円で、歳入歳出差引額4,426万9,559円の黒字となっております。

次に、議案第53号、平成30年度摂津市一般会計補正予算（第3号）でございますが、現計予算額338億9,314万3,000円に、補正額2億5,576万6,000円を追加し、補正後予算額を341億4,890万9,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で普通交付税のほか、大阪北部地震に起因する公共施設修繕に係る災害復旧費国庫負担金及び補助金、母子生活支援施設負担金、介護保険特別会計繰入金、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債、前年度繰越金などを計上いたしてお

ります。

歳出では、財政調整基金積立金のほか、公共施設等の修繕費用、過年度分国庫返還金、母子生活支援施設運営費負担金、被災住宅修繕支援金などを計上いたしております。

また、債務負担行為では、正雀市民ルーム指定管理事業など、4事業を追加するものがございます。

地方債では、臨時財政対策債を追加するほか、災害復旧事業債を増額するものがございます。

次に、議案第54号、平成30年度摂津市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、その内容は、東別府雨水幹線建設工事に係る資本的収入及び支出の予定額並びに企業債の限度額補正のほか、同工事に係る継続費の設定となっております。

次に、議案第55号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、現計予算額98億1,795万6,000円に、補正額1,135万4,000円を追加し、補正後予算額を98億2,931万円とするものがございます。

その内容は、前年度決算に伴う精算で、歳入では繰越金、歳出では過年度分国庫府費等返還金を計上いたしております。

次に、議案第56号、平成30年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、現計予算額61億7,660万5,000円に、補正額3億6,974万5,000円を追加し、補正後予算額を65億4,635万円とするものがございます。

その内容は、前年度決算に伴う精算で、歳入では繰越金、歳出では基金積立金、過年度分国庫府費等返還金及び一般会計繰

出金を計上いたしております。

次に、議案第57号、教育長の任命について同意を求める件でございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行され、市長が議会の同意を得て、教育長を直接任命することとなりましたが、このたび箸尾谷知也氏が、平成26年10月1日から平成30年9月30日までの旧法での4年の任期を満了することとなりますことから、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、改正法第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがございます。

新教育長の任期につきましては、改正法第5条第1項の規定により、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年を予定いたしております。

次に、議案第58号、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、藤本恵子氏が、平成30年11月12日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものがございます。

委員の任期につきましては、平成30年11月13日から平成34年11月12日までの4年を予定いたしております。

次に、議案第59号、損害賠償の額を定める件でございます。

本件は、平成30年4月25日、水曜日、午前10時45分ごろ、摂津市正雀三丁目10番1号地先において、公用普通塵芥車を後進させている際に、集合住宅の避難はしごに衝突し、避難はしご及び雨どいを損壊させたものがございます。

損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。損害賠償の額は39万9,600円で、全額公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

次に、議案第60号、摂津市国民健康保険財政調整基金条例制定の件でございます。

本件は、本市の国民健康保険事業における財政の安定化及び健全な運営に資するため、基金条例を制定するものでございます。

その内容といたしましては、国民健康保険特別会計の毎会計年度において、歳入歳出の決算上生じた剰余金のうちから、市長が定める額を基金として積み立てるものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第61号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件の主な改正内容といたしましては、寄附金控除について、認定NPO法人、社会福祉法人、公益社団法人等に対する寄附金等のうち規則で定めるものについて、寄附金控除の対象とするものでございます。

次に、製造たばこの区分について、これまでパイプたばこに分類されていた加熱式たばこを新たに区分として位置づけるものでございます。

次に、加熱式たばこの喫煙用具であって、グリセリン等の加熱により蒸気となる溶液が充填されているものについても、製造たばこから加熱式たばこに区分変更するものでございます。

次に、たばこ税の税率を、平成30年10月1日から、1,000本につき5,262円から5,692円に引き上げるもの

でございます。

なお、今後の条例改正により、段階的に引き上げを予定しております。

平成32年10月1日からは、1,000本につき6,122円とし、平成33年10月1日からは、6,552円とするものでございます。

ただし、消費税増税時期である平成31年10月1日に引き上げの予定はございません。

その他といたしまして、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める等の地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、たばこ税の見直しが平成30年10月1日で、その他の改正に係る部分につきましては、平成31年1月1日としております。

次に、議案第62号、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設について、保育所、幼稚園、認定こども園以外の保育を提供する事業者からも確保できるように、連携施設の確保義務を緩和するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第63号、摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市民ルームの管理運営について、利用料金制度を導入することにより、指定管理者の自立的な経営努力を促し、サービス向上を図る目的で改正するものでございます。

なお、施行日は、平成31年4月1日とし、準備行為については公布の日から行うことができるものとしております。

次に、議案第64号、摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法の改正に伴い、現行の介護保険制度では障害福祉サービスを提供する事業所を規定する措置がなかったものを、今般、障害福祉サービスの指定を受けている事業所が、介護保険制度の地域密着型サービスの指定を受けることができることとなったことに伴い、その特例基準を条例に規定するものでございます。

なお、施行日は公布の日としております。

次に、議案第65号、摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準省令の改正に伴い、訪問回数の多いケアプランについて、利用者の自立支援、重度化防止のほか、地域資源の有効活用等の観点から、市が確認し、必要に応じて是正を促していくもので、ケアマネジャーが統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成30年10月1日としております。

最後に、議案第66号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、消防法等の改正に伴い、消防法等の規定に違反する防火対象物に係る公表制度を実施するため、改正するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日としております。

以上、平成30年第3回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 よろしいでしょうか。

質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時21分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

それでは、第3回定例会の審議日程及び議事日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 第3回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づいて説明いたします。

まず、1ページの審議日程につきまして、会期は9月4日から9月27日までの24日間でございます。

本会議初日の9月4日は、付託議案について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が議会議案の届け出締め切りでございます。

5日が文教上下水道及び民生常任委員会、6日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、10日が常任委員会予備日でございます。また、6日の正午が一般質問の

届け出締め切りでございます。

審議日程案には記載しておりませんが、7日は総務建設常任委員会の現地視察として、安威川ダムを視察いただく予定となっております。

19日が議会運営委員会、21日は本会議で一般質問、25日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

26日及び27日の本会議は、役員改選でございます。また、27日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第4回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、9月4日につきましては、日程1が会期の決定、日程2が議案第57号、教育長の任命についての同意及び議案第58号、公平委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程3が、認定第1号など19件で、提案理由の説明、質疑を受けた後、所管の委員会に付託で、このうち認定第1号から認定第8号までの決算審査につきましては、閉会中の継続審査でございます。

日程4は、報告第7号で、報告を受けていただいた後、即決でございます。日程5は、報告第8号で、報告を受けていただきます。

日程6は、議案第59号、損害賠償の額を定める件で、即決でございます。

次に、3ページをごらんください。

9月21日については、一般質問でございます。25日については、日程1、一般

質問の後、日程2、議案第53号など、委員会付託案件の11件を一括上程の上、委員長報告、採決となります。

次に、26日及び27日につきましては、議会役員改選でございます。議事日程につきましては、両日とも常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件でございます。

以上が、議事日程でございます。

その次におつけしております議案付託表でございますが、各常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

最後におつけしております所管別分割表につきましては、認定第1号、平成29年度一般会計歳入歳出決算、議案第53号、平成30年度一般会計補正予算（第3号）について、付託された委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○南野直司委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司委員長 それでは、そのように決定します。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前10時27分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南 野 直 司

議会運営委員 松 本 暁 彦